

豚流行性下痢への対応について

平成26年4月
農林水産省

豚流行性下痢（PED）について

- 2013年10月に7年ぶりに国内（沖縄県）で発生が確認されて以降、茨城県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、愛知県、青森県、高知県、岡山県、佐賀県、大分県、鳥取県、福岡県、長崎県、埼玉県、千葉県、三重県、香川県、愛媛県、栃木県及び群馬県（計21県）で発生が確認。
- 口蹄疫等の家畜伝染病（法定伝染病）ほど伝播力は強くない、また、成長した豚は発症しても回復するが、ほ乳豚を中心に下痢、死亡等の被害が生じることから、農場への病原体の侵入等を防止することが重要。

○ 豚流行性下痢とは

特徴

- ・ 糞便を介して豚及びいのししが感染するウイルス病で、水様性下痢を主徴とするが、ヒトには感染しない。
- ・ 体力のない10日齢以下のほ乳豚では高率に死亡する可能性があるが、成長した豚は、発症しても回復し、また、発症しない場合も多い。

予防法

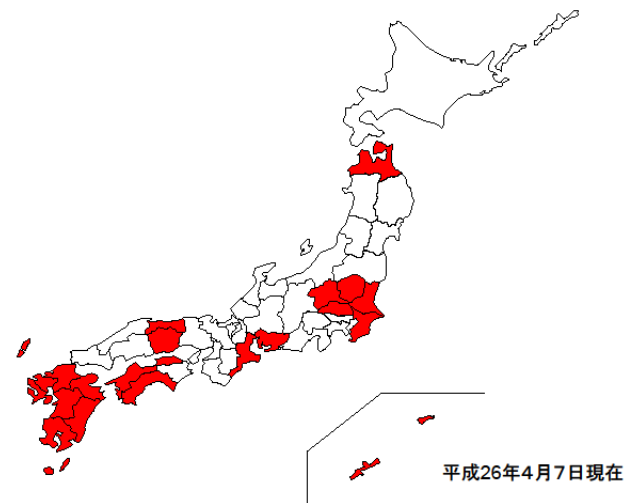
- ・ 飼養衛生管理の徹底による侵入及びまん延防止。

ワクチン接種

- ・ 2回接種した妊娠豚の乳をほ乳豚に飲ませると、ほ乳豚のPEDの発症を防いだり、症状を軽くすることが可能。

○ 発生状況（4月7日現在）

発生県：21県
発生戸数：262戸
発生頭数：約18万6千頭
死亡頭数：約4万頭



※ 家畜伝染病予防法上、家畜伝染病（法定伝染病）は伝播力の強さ、予防・治療法の有無、ヒトへの影響の程度等を総合的に勘案し、定められており、具体的な疾病としては口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等がある。豚流行性下痢は、殺処分等の強制的な防疫措置を行わない届出伝染病である。

なお、国際的にはOIE（国際獣疫事務局）への通報義務がある疾病ではない。

<現在の対応>

衛生管理の普及・指導

都道府県に対し、

- ① 農場入口での消毒徹底等による侵入防止対策
- ② 畜産関係施設での車両消毒等による農場間伝播防止対策
- ③ 排せつ物の適正な管理等の農場内拡大防止対策
- ④ 発生原因及び感染経路特定のための情報収集

のほか、ワクチン使用の留意点等を通知し、防疫対策の徹底を呼びかけ。また、昨年秋に、ワクチンメーカーに増産を要請し、同年度には約100万回分のワクチンを出荷。本年度は200万回分の出荷を予定。

※ 4月2日、「豚流行性下痢防疫担当者全国会議」を本省で開催し、都道府県や関係機関等を対象に今後の防疫対応等について説明し、防疫対策の強化を確認した。

<今後、強化する対策>

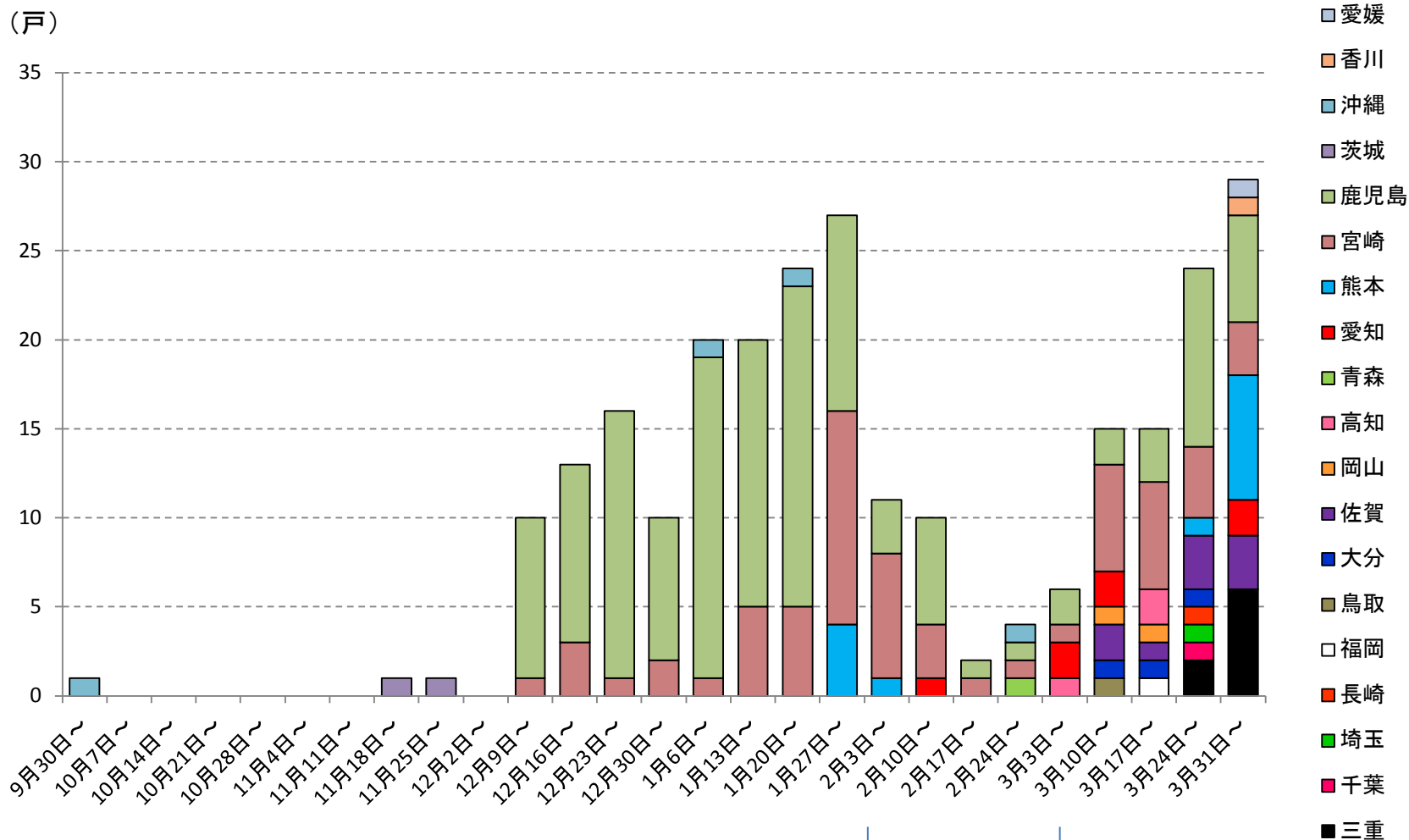
ウイルス拡散防止対策

衛生管理対策を強化するべく、現在実施している消毒ポイント等への補助に加え、PED発生県に対する緊急的な追加的措置を実施。具体的には、農家段階等における防疫対策に関する補助を拡充することとし、畜産農家、と畜場等の出入り口での消毒機器の設置や消毒の実施に必要な経費について支援を実施。

ワクチンの安定供給対策

四半期毎のワクチン生産計画を都道府県等を通じて農家に情報提供する。都道府県等を通じて農家のワクチン需要見込み量を把握し、それをメーカーに伝達することで、ワクチン需要に対し、安定的かつ円滑に供給できる対策を実施。また、生産者団体が計画的にワクチン保管を行う場合の経費について支援を実施。

豚流行性下痢の新たな発生確定件数の推移(週毎)



南九州中心での発生

愛知・青森でも
発生が確認

関東・中四国
地方に拡大